

森林を所有している方はご注意ください

水資源保全地域とは

水資源を保全するために
適切な土地利用を図る必要がある
地域として知事が指定する地域です。

市町村名	地域指定の状況
山形市	全ての民有林
寒河江市	全ての民有林
村山市	全ての民有林
東根市	全ての民有林
尾花沢市	全ての民有林
河北町	全ての民有林
西川町	一部の民有林
朝日町	全ての民有林
大江町	全ての民有林
大石田町	全ての民有林
新庄市	全ての民有林
金山町	全ての民有林
最上町	一部の民有林
舟形町	一部の民有林
真室川町	全ての民有林
大蔵村	全ての民有林
鮎川村	全ての民有林
戸沢村	全ての民有林
米沢市	全ての民有林
長井市	一部の民有林
南陽市	一部の民有林
高畠町	全ての民有林
川西町	一部の民有林
小国町	全ての民有林
飯豊町	全ての民有林
鶴岡市	一部の民有林
酒田市	一部の民有林
庄内町	一部の民有林
遊佐町	一部の民有林

※最新の指定状況は山形県ホームページ
でもご覧いただけます。

山形県水資源保全条例に基づき

「水資源保全地域」内で
森林等の土地売買や
開発行為等を行おうとする場合は
事前届出が必要です。 [2ヶ月前まで]

山形県 水資源



- 水資源は、私たちの日常生活や農業、工業などに欠くことのできない重要な資源です。
- 山形県は、県土の約7割を森林が占め、全国一の広い面積を有するブナの天然林をはじめ豊かな自然に恵まれています。
- 豊かな自然に支えられた水資源を将来の世代に継承できるよう「水資源保全地域」を指定し、土地取引等の事前届出を求めています。
- これまでに29市町村の33地域を「水資源保全地域」として指定しており、県内民有林のおよそ8割が該当します。

届出先・お問い合わせ先

【村山地域】	山形県 村山総合支庁 環境課	〒990-2492 山形市鉄砲町2-19-68	023(621)8426
【最上地域】	最上総合支庁 環境課	〒996-0002 新庄市金沢字大道上2034	0233(29)1285
【置賜地域】	置賜総合支庁 環境課	〒992-0012 米沢市金池7-1-50	0238(26)6035
【庄内地域】	庄内総合支庁 環境課	〒997-1392 東田川郡三川町大字横山字袖東19-1	0235(66)5706

